

入学料免除・徴収猶予申請について ～本学独自制度申請者用～

学部学生（新制度対象外）編

新潟大学

本学は、令和2年度から開始された「高等教育の修学支援新制度」（以下、「新制度」という。）の対象機関であり、日本学生支援機構の給付奨学金（以下、「給付奨学金」という。）制度により、入学料・授業料の免除を実施しています。

学部学生のうち、新制度の対象とならない者は、原則として入学料免除を受けることはできませんが、以下に該当する者に限り、本学独自の制度による入学料免除を利用することができます（制度利用の要件は一部限定されています）。

○以下の災害（特定災害）により被害を受けた者【特定災害枠】

- 東日本大震災
- 平成二十八年熊本地震
- 平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
- 平成三十年北海道胆振東部地震
- 令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害
- 令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害

○令和6年能登半島地震により被害を受けた者【令和6年能登半島地震】

また、入学料の徴収猶予についても、以下に該当する者に限り、本学独自の制度を利用することができます。

○経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

○入学前1年以内において、日本在住の学資負担者が死亡したことにより、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者

○入学前1年以内において、本学に入学する者若しくは学資負担者が日本国内で風水害等の災害を受けたことにより、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者

※入学料を納付すると入学料免除または徴収猶予の対象から外れますので、ご注意ください（ただし、入学料納入後、風水害等の災害により被害を受けた等の特別な事情がある場合は対象となる場合があります）。

1. 入学料免除・徴収猶予の申請手続

入学料免除・徴収猶予を申請する者は、入学料を納入せず、次の書類を所定の入学手続期間内に、入学手続書類と一緒に提出してください。提出先は入学手続案内等で

確認願います。

①	入学料免除・徴収猶予申請書（別記様式第1号）
②	入学料免除・徴収猶予提出書類確認票
③	家庭調書及び別紙「入学料免除・徴収猶予申請必要書類一覧」に記載のある各種証明書類

※入学料免除【特定災害枠】に申請を希望する者は、必ず「特定災害枠入学料免除申請要項」を確認し、要項に従って申請してください。

※入学料免除【令和6年能登半島地震】に申請を希望する者は、必ず「令和6年能登半島地震入学料免除申請要項」を確認し、要項に従って申請してください。

※入学料免除・徴収猶予申請書を提出後に入学を辞退する場合には、入学料の納入が必要となります。

2. 結果通知

免除等の結果は、令和6年12月中旬頃に学務情報システムで通知する予定です。不採用または半額免除の場合は、その旨を告知された日から起算して30日以内に、指定された金額の入学料を納入していただきます。納入しない場合は、本学学則の規定により除籍となりますので十分ご注意ください。

また、徴収猶予を許可された者の入学料の納入期限は、令和7年3月10日（月）です。期限までに納入しない場合は、上記同様本学学則の規定により除籍となりますのでご注意ください。

3. 問い合わせ先

〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町8050番地

新潟大学学務部学生支援課奨学支援係（総合教育研究棟A棟1階学生支援課1番窓口）

電話：025-262-6089 E-mail：menjyo@adm.niigata-u.ac.jp

本学ホームページにも入学料免除及び徴収猶予関係情報を掲載しています。



<https://www.niigata-u.ac.jp/campus/economic/tuition/admission-exception/>

4. その他

入学後に給付奨学金の申請を予定している者は、事前に必ず、申込資格や基準について確認してください。

※新制度（給付奨学金）は、学力基準、家計基準（収入基準及び資産基準）、大学等への入学時期等に関する要件、在留資格等に関する要件の全てを満たす場合に採用となります。対象者の選考基準や申込資格については、以下のホームページをご確認ください。

- 日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html>



- 進学資金シミュレーター（日本学生支援機構ホームページ）

⇒収入基準に該当するかおおよその確認ができます。

質問入力 → 奨学金選択シミュレーション → 給付奨学金シミュレーション
（保護者の方向け）の順に進んでください。

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



- 文部科学省ホームページ

<https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>



入学料免除・徴収猶予申請について ～本学独自制度申請者用～

学部学生（私費外国人留学生）編

新潟大学

本学は、令和2年度から開始された「高等教育の修学支援新制度」（以下、「新制度」という。）の対象機関であり、日本学生支援機構の給付奨学金（以下、「給付奨学金」という。）制度により、入学料・授業料の免除を実施しています。

私費外国人留学生は新制度の対象となりませんので、原則として入学料免除を受けることはできませんが、以下に該当する者に限り、本学独自の制度による入学料免除を利用することができます（制度利用の要件は一部限定されています）。

○入学前1年以内において、日本在住の本学に入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡したことにより、入学料の納付が著しく困難であると認められる者

○入学前1年以内において、本学に入学する者もしくは学資負担者が日本国内で風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納付が著しく困難であると認められる者

○以下の災害（特定災害）により被害を受けた者【特定災害枠】

- 東日本大震災
- 平成二十八年熊本地震
- 平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
- 平成三十年北海道胆振東部地震
- 令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害
- 令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害

○令和6年能登半島地震により被害を受けた者【令和6年能登半島地震】

また、入学料の徴収猶予についても、以下に該当する者に限り、本学独自の制度を利用することができます。

○経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

○入学前1年以内において、日本在住の学資負担者が死亡したことにより、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者

○入学前1年以内において、本学に入学する者若しくは学資負担者が日本国内で風水害等の災害を受けたことにより、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者

※入学料を納付すると入学料免除または徴収猶予の対象から外れますので、ご注意ください

ださい（ただし、入学料納入後、風水害等の災害により被害を受けた等の特別な事情がある場合は対象となる場合があります）。

1. 入学料免除・徴収猶予の申請手続

入学料免除・徴収猶予を申請する者は、入学料を納入せず、次の書類を所定の入学手続期間内に、入学手続書類と一緒に提出してください。提出先は入学手続案内等で確認願います。

①	入学料免除・徴収猶予申請書（別記様式第1号）
②	入学料免除・徴収猶予提出書類確認票
③	家庭調書及び別紙「入学料免除・徴収猶予申請必要書類一覧」に記載のある各種証明書類

※入学料免除【特定災害枠】に申請を希望する者は、必ず「特定災害枠入学料免除申請要項」を確認し、要項に従って申請してください。

※入学料免除【令和6年能登半島地震】に申請を希望する者は、必ず「令和6年能登半島地震入学料免除申請要項」を確認し、要項に従って申請してください。

※入学料免除・徴収猶予申請書を提出後に入学を辞退する場合には、入学料の納入が必要となります。

2. 結果通知

免除等の結果は、令和6年12月中旬頃に学務情報システムで通知する予定です。不採用または半額免除の場合は、その旨を告知された日から起算して30日以内に、指定された金額の入学料を納入していただきます。納入しない場合は、本学学則の規定により除籍となりますので十分ご注意ください。

また、徴収猶予を許可された者の入学料の納入期限は、令和7年3月10日（月）です。期限までに納入しない場合は、上記同様本学学則の規定により除籍となりますのでご注意ください。

3. 問い合わせ先

〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町8050番地

新潟大学学務部学生支援課奨学支援係（総合教育研究棟A棟1階学生支援課1番窓口）

電話：025-262-6089 E-mail：menjyo@adm.niigata-u.ac.jp

本学ホームページにも入学料免除及び徴収猶予関係情報を掲載しています。



<https://www.niigata-u.ac.jp/campus/economic/tuition/admission-exception/>